

事務連絡
令和2年5月18日

各 都道府県
指定都市
中核市 特別定額給付金担当課（室） 御中

総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室

配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例における
特別定額給付金関係事務処理についての被害申出受理確認書について

特別定額給付金支給事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今般、「事前申出期間後の親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱いについて」（令和2年5月1日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）を発出したところですが、同事務連絡において定められている「配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所又は市区町村における担当部署（行政機関と連携して被害者支援業務を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）を含む。）が発行した確認書」につきましては、「特別定額給付金用 配偶者やその他親族からの暴力等被害申出受理確認書」として別紙様式のとおり作成しましたので、今後の発行に当たって、必要に応じて御活用下さい。

都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知について特段の御配慮を御願いいたします。

なお、本事務連絡については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課から各都道府県の婦人相談所等の関係機関及び婦人相談員、児童福祉関係部署へ、内閣府男女共同参画局から各都道府県の関係部署等へ周知が行われる予定であることを申し添えます。